

令和3年度 神戸市中小製造業投資促進等助成制度
《専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得》

公 募 要 領

【申請受付期間：令和3年4月7日（水）～令和3年5月14日（金）必着】

神戸市

★昨年度実施内容からの主な変更点

- ①申請は電子申請システム【Jグランツ】での受付となります
電子申請にはGビズID【gBIZプライム】の事前取得が必要です
GビズIDの取得には3週間ほどかかりますのでご注意ください！！（詳しくはp3へ）
- ②事業完了報告時まで「事業継続力強化計画」の認定を取得することが要件となります
（詳しくはp2へ）

1. 目 的

市内中小製造業の操業基盤の強化を図る取組みの一環として、専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得を行う事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

2. 助成対象者

神戸市内の主たる事業所（本社、工場※¹又は研究開発拠点※²）において、交付申請書の提出日の1年以上前から継続して製造業※³を営み、かつ、納期限が到来している神戸市税（法人税、固定資産税等）の滞納及び未申告がない中小企業者※⁴

※1 物品の製造又は研究開発の過程において必要となる機械又は装置が設置される施設及びこれに付帯する施設

※2 先端的な技術を用いた製品開発に資する研究を行う機械又は装置が設置される施設、及びこれに付帯する施設

※3 日本標準産業分類に定める製造業。

（参考）総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf



※4 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし次のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

3. 助成の対象となる事業

専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得
＜国際的品質マネジメントシステム規格の例＞

- ・ JIS Q 9100、Nadcap（航空宇宙分野）
- ・ ISO 13485（医療機器分野）
- ・ ISO/TS 16949（自動車分野）
- ・ TL 9000（電気通信分野）

※ ISO9001 など分野に特化していない品質マネジメントシステム規格、ISO14001 などの環境マネジメントシステム規格は助成の対象となりません。

※ 令和5年2月28日までに認証を取得していただく必要があります。

注：事業完了報告時までに「事業継続力強化計画」の認定を取得することが要件となります
主たる事務所が所在する地域を管轄している経済産業局への提出・認定が必要です。
詳細は、中小企業庁HPをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>



4. 対象経費

申請料・審査料・認証料、コンサルティング費、通訳・翻訳費、研修受講費、図書購入費、その他認証取得に必要な経費（消費税を除く）

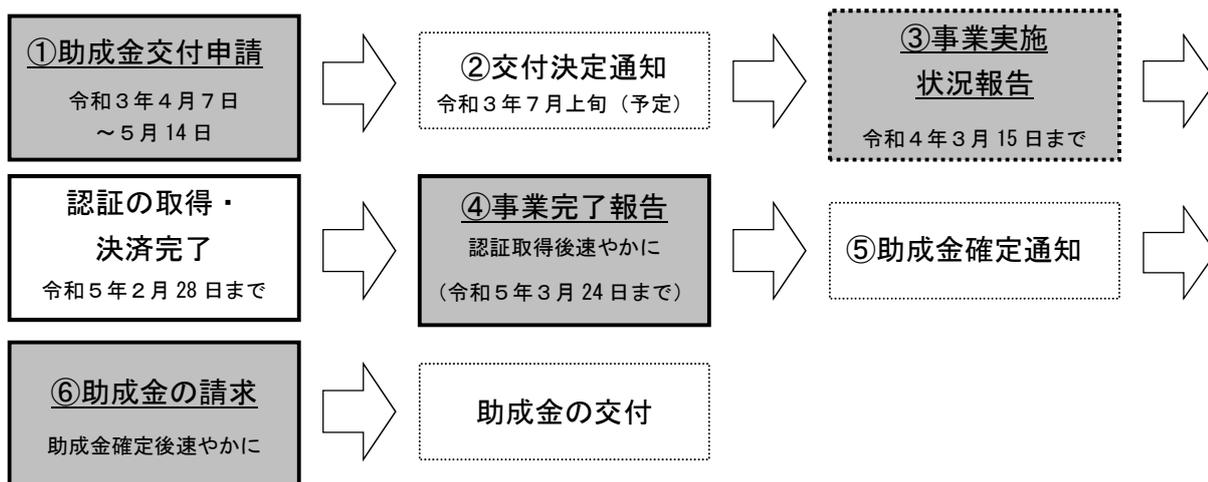
※ 助成金の交付申請時に認証取得に向けた取組みが既に進められている場合は、交付決定日以降に発生した経費が助成の対象となります。

5. 助成金額

助成対象経費の1/3以内（上限額：1社あたり100万円）

6. 助成金交付までの手続き

※ **太枠**は申請者が行う手続きです。



【① 助成金交付申請】

別紙「交付申請書類チェックリスト」を確認し、オンラインで申請してください。

令和3年度からは電子申請【Jグランツ】での申請受付となります。

Jグランツでの申請にはGビズID【g B I Zプライム】の取得が必要です。

GビズIDの取得には3週間ほどかかりますのでご注意ください！！

GビズID【g B I Zプライム】の概要・ID登録申請

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



<GビズIDとは>

1つのID・パスワードで様々な法人様向け行政サービスにログインできる認証システムです。

利用できる行政サービスは順次拡大されており、現時点では、補助金申請(Jグランツ)、社会保険手続き、中小企業向け補助金・支援サイト(ミラサポ plus)、DX推進ポータル 等を利用できます。

電子申請システム【Jグランツ】の概要・ログイン

<https://jgrants.go.jp/>



<Jグランツとは>

経済産業省の電子申請システムです。

ワンストップで国及び自治体の補助金情報の収集・申請/処理状況の把握ができます。

いつでも・どこでも申請が可能で、移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。

GビズIDにより基本情報が自動入力され、書類の押印も不要になります。

※【重要】Jグランツのご利用にあたって※

①利用にあたっては、**電子申請マニュアル** >>>>
(4/7市HPにて公開予定)を必ずご参照ください

②動作環境: Edge, Chrome, Firefox, Safariの**最新バージョン**をご利用ください
Internet Explorerは一部画面が崩れるなどご利用に制約があります

③何らかのご事情で電子申請を行うことが困難な場合は、**お手数ですが神戸市経済観光局工業課までご相談ください。**(問い合わせ先は本公募要領最終ページ)



【② 交付決定】

交付申請内容を審査した後、助成金交付の適否及び助成金額の上限を決定し、交付決定通知書により通知します(採択となった案件については、事業者名(法人番号を含む)、交付決定区分、事業の名称、事業の主たる実施場所を市のホームページ等で公表します)

【③ 事業実施状況報告】※事業完了報告が令和4年4月1日以降になる場合のみ

令和4年3月末時点での認証の取得見込みについて、「助成対象経費明細書」(様式第3号-ロ)に記載し提出してください(領収書等の添付は不要です)。

【④ 事業完了報告】

認証の取得完了後、別紙「事業完了報告書類チェックリスト」を確認し、オンラインにて完了報告を行ってください。

【⑤ 助成金の額の確定】

事業完了報告書類の内容を精査した後、助成金の額を確定し、助成金確定通知書により通知します。

【⑥ 助成金の請求】

助成金確定通知書を受領後、請求書（様式第 11 号）を速やかに提出してください。

7. その他

- (1) 交付決定を受けた事業を変更（原則として、変更による助成対象経費の増減額が変更前の金額の 20% を超えない場合を除く）又は中止しようとするときは、「事業変更（中止）届出書（様式第 8 号）で速やかに申請してください（変更の場合は変更後の交付申請書類一式も併せて申請してください）。その場合、変更（中止）前の交付決定は効力を失い、変更の場合は再度交付決定の審査を行うこととなります。
- (2) 本制度の助成金の交付を受けた場合、助成金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から 5 年間、当該助成事業に係る帳簿及び書類を、必ず保管しておいてください。また、助成事業の成果等について、神戸市から適宜、報告を求める場合がありますので、予めご了承願います。
- (3) 市税に滞納及び未申告がある場合は、本助成金の交付は受けることはできず、また既になされた交付決定を取り消す場合があります。
- (4) 虚偽の申請や報告等により助成金の交付を受けたことが判明したときは、助成金を返還していただく場合があります。
- (5) 国・県等の補助制度との併給はできません（併願は可能）。
- (6) 助成金は当該予算の範囲内で交付しますので、申請額の合計が予算を上回った場合は、予算の範囲内で減額される場合があります。
- (7) 「設備投資・新增設」・「生産現場へのロボット導入に向けたシミュレーション」・「ロボットシステムインテグレータ育成のための設備取得」にかかる助成金も併せて申請する場合は、それぞれ別個に申請してください。なお、この場合、1 社当たりの助成額（戦略産業分野での事業展開に必要な設備・建物にかかる助成額を除く）の合計は 1,000 万円が上限となります。

本制度に関する問い合わせ

神戸市経済観光局工業課

電話：(078)984-0340

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12（三宮ビル東館 4 階）

（ご持参・お問い合わせは土・日・祝日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00）

公募要領は、「神戸市」のホームページからダウンロードできます。

・神戸市

<https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/monodukuri/toshisokushin/03to-sisokushinjosei.html>



神戸市中小製造業投資促進等助成金 交付申請書類チェックリスト

【専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得】

申請時の添付書類の準備・チェックにご活用ください

	助成金交付申請書（様式第1号）（J グランツ申請画面への直接入力）
	事業概要書（様式第2号ーロ）
	助成対象経費明細書（様式第3号ーロ）
	会社概要書（様式第4号）
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第5号）
	【法人の場合】法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・定款の写し 【個人事業者の場合】住民票の写し・確定申告書全部の写し・開業届の写し
	直近の決算書類一式（貸借対照表・損益計算書）
	見積書等の写し
	「事業継続力強化計画」の認定書（認定を受けた場合に各経済産業局等から交付される「認定通知書」） と計画申請書の写し（交付申請時点で認定取得済みの場合）
	その他 [] ※神戸市から指示があった場合のみ

神戸市中小製造業投資促進等助成金 事業完了報告書類チェックリスト

【専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得】

申請時の添付書類の準備・チェックにご活用ください

	事業完了報告書（様式第9号ーロ）（J グランツ申請画面への直接入力）
	助成対象経費明細書（様式第3号ーロ）
	認証取得登録証書の写し
	経費の支出を証する書類の写し（支払日・支払金額・支払先が記載されている領収書、支払の内訳がわかる契約書・請求書等）
	「事業継続力強化計画」の認定書（認定を受けた場合に各経済産業局等から交付される「認定通知書」と計画申請書の写し（交付申請時に添付しなかった場合のみ）
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第5号） ※交付申請時から変更がある場合のみ
	その他 [] ※神戸市から指示があった場合のみ